

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月19日

北上地区消防組合
消防長 菊池 勝

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防長の権限に属する事務の代決専決規程（昭和50年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（消防長が不在のときの代決）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、消防次長も不在のときは、その事項に係る事務を主管する課長がその事項を代決する。</p> <p>（消防次長が不在のときの代決）</p> <p>第4条 消防次長が専決する事項について、消防次長が不在のときは、その事項に係る事務を主管する課長がその事項を代決する。</p> <p>（消防次長、課長、署長、副署長及び分署長の専決事項）</p> <p>第10条 消防次長、課長、署長副署長及び分署長の専決できる</p>	<p>（消防長が不在のときの代決）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、消防次長も不在のときは、その事項に係る事務を主管する課長又は室長がその事項を代決する。</p> <p>（消防次長が不在のときの代決）</p> <p>第4条 消防次長が専決する事項について、消防次長が不在のときは、その事項に係る事務を主管する課長又は室長がその事項を代決する。</p> <p>（消防次長等の専決事項）</p> <p>第10条 消防次長、課長、室長、署長、副署長及び分署長の専</p>

事項は、別表のとおりとする。

別表（第10条関係）

専決事項表

消防次長	(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令 (2) 所属職員の年次休暇並びに4日以内の特別休暇の承認 (3) 職員の公務災害補償に関する <u>こと。</u> (4) 消防車両の登録申請並びに損害賠償保険の契約に関する <u>こと。</u> (5) 所属車両の運行及び維持管理 (6) 本部庁舎の一時使用許可 (7) 所管する機材の維持管理 (8) 所属職員の非常招集
総務課長	(1) 職員の通勤手当、住居手当、児童手当及び扶養親族の認定に関する <u>こと。</u> (2) 職員の宿日直に関する <u>こと。</u> (3) 職員の健康診断に関する <u>こと。</u> (4) 源泉徴収票の送付に関する <u>こと。</u> (5) 条例、規則等の公布及び報告に関する <u>こと。</u> (6) 文書収発及び送達に関する <u>こと。</u> (7) 公印に関する <u>こと。</u>
予防課長	(1) 予防宣伝計画の立案及び実施に関する <u>こと。</u> (2) 予防相談の処理に関する <u>こと。</u> (3) 防火対象物における消防用設備及び防火管理上の照

決できる事項は、別表のとおりとする。

別表（第10条関係）

専決事項表

消防次長	(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令 (2) 所属職員の年次休暇並びに4日以内の特別休暇の承認 (3) 所属職員及び署長の週休日等の振り替え等の承認 (4) 職員の公務災害補償 (5) 消防車両の登録申請並びに損害賠償保険の契約 (6) 職員の非常招集
総務課長	(1) 職員の通勤手当、住居手当、児童手当及び扶養親族の認定 (2) 職員の健康管理 (3) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令 (4) 源泉徴収票の処理 (5) 条例、規則等の公布及び報告 (6) 本部庁舎の一時使用許可 (7) 文書の収発及び公印の管理 (8) 所管する機材の維持管理
予防課長	(1) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令 (2) 防火管理者講習修了証の再交付 (3) 予防宣伝計画の立案及び実施 (4) 予防相談の処理 (5) 防火対象物における消防用設備及び防火管理上の照

	<p>会に関すること。</p> <p><u>(4) 火災予防条例に基づく願出中一時的なものの処理に関すること。</u></p>
警防課長	<p><u>(1) 地水利調査の実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 警防教養訓練の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3) 救急業務の教養計画の立案実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 火災、救急統計の作成に関すること。</u></p> <p><u>(5) 消防本部、消防署間の警防業務の調整に関すること。</u></p>
指令室長	<p><u>(1) 職員の非常招集に関すること。</u></p> <p><u>(2) 通信施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 気象情報の処理に関すること。</u></p> <p><u>(4) 火災予防条例第45条に規定する、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の処理に関すること。</u></p>
署長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇並びに4日以内の特別休暇の承認</p> <p><u>(3) 所掌事務に係る証明</u></p> <p><u>(4) 火災等の原因及び損害額の調査の実施</u></p> <p><u>(5) 防火管理者の選任（解任）届の事務処理</u></p> <p><u>(6) 実施計画に基づく、法第4条に規定する立入検査の実施</u></p> <p><u>(7) 建築物の確認同意</u></p> <p>(8) 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置届出の事務処理</p> <p><u>(9) 法第9条の2に規定する圧縮アセチレンガス等の届</u></p>

	<p>会</p> <p><u>(6) 火災予防条例に基づく願出中一時的なものの処理</u></p> <p><u>(7) 所管する機材の維持管理</u></p>
警防課長	<p><u>(1) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</u></p> <p><u>(2) 地水利調査の実施</u></p> <p><u>(3) 警防教養訓練の実施</u></p> <p><u>(4) 消防本部、消防署間の警防業務の調整</u></p> <p><u>(5) 所管する機材の維持管理</u></p>
指令室長	<p><u>(1) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</u></p> <p><u>(2) 気象情報の処理</u></p> <p><u>(3) 火災予防条例第45条（第3号を除く）に規定する届出の処理</u></p> <p><u>(4) 所管する機材の維持管理</u></p>
署長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇並びに4日以内の特別休暇の承認</p> <p><u>(3) 所属職員の週休日等の振り替え等の承認</u></p> <p><u>(4) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</u></p> <p><u>(5) 実施計画に基づく、法第4条に規定する立入検査の実施</u></p> <p><u>(6) 防火管理者の選任（解任）届の処理</u></p> <p><u>(7) 法第9条の2に規定する圧縮アセチレンガス等の届出の処理</u></p> <p>(8) 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置届</p>

	<p>出の事務処理</p> <p>(10) 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告の事務処理</p> <p>(11) 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始の届出の事務処理</p>
副署長	<p>(1) 所属職員の時間外勤務命令、休日勤務命令、夜間勤務命令及び特殊勤務命令</p> <p>(2) 本部庁舎の火災その他の取締り</p> <p>(3) 所属車両の運行及び維持管理</p> <p>(4) 所管する機材の維持管理</p> <p>(5) 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の事務処理</p> <p>(6) 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る事務処理</p>
分署長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇の承認</p> <p>(3) 所属職員の時間外勤務命令、休日勤務命令、夜間勤務命令及び特殊勤務命令</p> <p>(4) 管内の罹災等に関する証明</p> <p>(5) 所属車両の運行及び維持管理</p> <p>(6) 分署庁舎の一時使用許可、火災その他の取締り</p> <p>(7) 所管する機材の維持管理</p> <p>(8) 火災等の原因調査の実施</p> <p>(9) 防火管理者の選任（解任）届の事務処理</p> <p>(10) 実施計画に基づく、法第4条に規定する立入検査の実施</p> <p>(11) 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置届出の事務処理</p> <p>(12) 法第9条の2に規定する圧縮アセチレンガス等の届</p>

	<p>出の処理</p> <p>(9) 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告の処理</p> <p>(10) 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始届出の処理</p> <p>(11) 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の処理</p> <p>(12) 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る処理</p>
副署長	<p>(1) 消防署庁舎の一時使用許可及び火気、その他の取締り</p> <p>(2) 所属車両の運行及び維持管理</p> <p>(3) 所管する機材の維持管理</p>
分署長	<p>(1) 所属職員の宿泊を伴わない旅行命令</p> <p>(2) 所属職員の年次休暇の承認</p> <p>(3) 所属職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務の命令</p> <p>(4) 所属車両の運行及び維持管理</p> <p>(5) 分署庁舎の一時使用許可及び火気、その他の取締り</p> <p>(6) 所管する機材の維持管理</p> <p>(7) 実施計画に基づく、法第4条に規定する立入検査の実施</p> <p>(8) 防火管理者の選任（解任）届の処理</p> <p>(9) 法第9条の2に規定する圧縮アセチレンガス等の届出の処理</p> <p>(10) 法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置届</p>

出の事務処理

(13) 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告の事務処理

(14) 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始の届出の事務処理

(15) 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の事務処理

(16) 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る事務処理

出の処理

(11) 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告の処理

(12) 火災予防条例第43条に規定する防火対象物の使用開始届出の処理

(13) 火災予防条例第44条に規定する火を使用する設備等の届出の処理

(14) 火災予防条例第46条に規定する指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いに係る処理

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。